

2021年5月24日

東京都知事
小池百合子様

株式会社グローバルダイニング
代表取締役 長谷川 耕造



弁明及び意見について

当社運営店舗3店が、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項要請に応じないことによる不利益処分についての当社の弁明及び意見を以下に記します。

記

1. 5月11日付け「弁明書及び意見について」書面の件

5月14日付け書面、「弁明機会の付与について（通知）」により、当社運営3店舗の弁明ですが、貴殿に対して、5月18日より措置命令を受けている23店舗分の弁明書（5月11日付け「弁明書及び意見について」（以下「前回弁明書」といいます）：資料添付）を提出しております。

その前回弁明書にて弁明及び当社の考え方を述べており、今回の弁明も基本的には同じ内容となりますので、前回弁明書を参照ください。

次項以降に、前回弁明書に追加する意見を記します。

2. 前回弁明書の質問への回答について

前回弁明書内に貴殿へいくつかの質問をいたしました。不誠実なことに貴殿より一切の回答をいただいております。

いずれの質問も、当社が要請に応じない「正当な理由」があることを確認するための重要なものであり、要請が適法に出されたものではないという疑義に回答を求めます。

これらの質問に回答のないまま、当社に対し「正当な理由がない」という資格はないと思います。特に、命令を受けた期間の新型インフルエンザ等対策特別措置法第63条第2項に定められた「財政上の措置」がないという事実は、東京都が同法を順守していないという行為に他なりません。

当社からの全質問についての回答を求めます。

3. 命令の事前通知について

第2回緊急事態宣言時の当社に対しての初めての措置命令（3月18日）の際、3月15日付けで命令の事前通知を受けました。

この事前通知により、当社は仕入れ量及び人員の調整を行い、命令による時間短縮営業の「被害」が最小限に抑えられるよう準備を行いました。

しかし前回の措置命令（5月18日）の際には、5月11日付けで当社が貴殿に対し弁明書を提出した後、命令の発令日に関する情報を、貴殿は当社に対し前もって開示しませんでした。

当社が5月17日の報道により、東京都が複数事業所に対し命令を出したことを知り、翌18日朝、東京都総務局総合防災部危機管理調整担当課長に連絡をし、当社23店舗が5月18日付けで命令を受けたことを知った次第です。

これは「事前の準備もなく命令に従え」という、非常に強権的かつ横暴な手段です。

電話の際、危機管理調整担当課長は「法律に則り、命令を出した」というお話をされました。

確かに事前に通知をしなければならないという法律はないかもしれませんが。

しかし、2月12日に、内閣官房より事務連絡として出された「『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』及び『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令』の公布について」という書面（前回弁明書内資料3）の内、別紙1「法第31条の6、第45条 手続きフロー」「4. 現地確認」に『命令の事前通知の文書を手交 ※書式については別紙6を参照』とあります。

この「別紙6」は、正に3月18日措置命令の際、3月15日付けで当社が受け取った書面です。

このように内閣官房から出ている手続きフローにある事前通知すら無視をし、事業者が命令に従った場合に被る金銭的被害（仕入れた食品等の破棄、従業員の休業補償）を一切考慮せず、命令書を送付するというのは、あまりにも非常識な行為です。

この措置命令書の日付は5月17日ですが、書面の当社到着は5月18日でした。

措置命令書には措置を講ずべき期間として「令和3年5月18日から令和3年4月23日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間」とあり、準備期間を一切与えない、到着次第命令、という行為が、果たして許されるのでしょうか。

5月18日からの措置命令に関しては、当社は当社の信念をもって「違憲・違法な命令には従わない」という選択をいたしました。

そのため当社に関しては最悪の事態は免れることができました。

しかし同様の命令を受けた他事業所はどう思うのでしょうか。

準備の期間はない、命令に従っても補償はない。

貴殿は当社の行為が「他の飲食店の酒類の提供及び20時以降の営業継続を誘発する恐れがある」としていますが、今回の命令に他事業者が従わなかった場合、貴殿の強権的かつ横暴な行為こそが「命令に従わない行為」を誘発したと言えるのではないのでしょうか。

今回の弁明書の対象である3店舗に、今後命令が出るのであれば、内閣官房から出ている手続きフローを守っていただきたいと考えております。

4. さいごに

本書面で指摘した、「質問に対して回答をしない行為」、「正当な理由がないとの判断」、「事前通知を行わない行為」は、前出の危機管理調整担当課長より、すべて「東京都総務局総合防災部」が判断し、実行したと伺いました。

しかし、一連の新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条に関する要請・命令等は、貴殿の名前で出されております。

上記の「法的な手続きさえ一通り踏んでいけば、あとは関係ない」とでも言うような、余りにも粗雑で強権的な措置は、まぎれもなく貴殿が発したものです。

これらの意味を十分理解してください。

当社は、5月18日の措置命令に対し、先にも述べたように、「命令に従わない」という選択をし、貴殿と争うことを選択いたしました。

当社ホームページにも記載のように、

(<https://sites.google.com/a/global-dining.com/corporate-news/home/2021051006/>)

当社がこれまで受けた命令は「違憲・違法な命令」と判断しているからです。

本弁明書で弁明する 3 店舗に対し、今後命令が出た場合の当社の対応について、どのように判断するかは、この書面では申し上げられません、

いずれにしても当社からの質問に対する、貴殿からの回答が非常に重要であるということをお伝えいたします。

真摯な対応を期待いたします。

以上